

令和2年7月3日からの大雨による災害により被災されたお客さまに対する

電気料金の特別措置について

このたびの大雨により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

災害の犠牲となられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

当社は、このたびの大雨で災害救助法が適用された地域および隣接する地域の皆さまへ、電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきますので、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）

なお、本日時点での特別措置の適用地域については、2020年7月15日に国の定める災害救助法の適用地域および、当該地域に隣接する地域となります。最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。また、適用地域に更新があった場合、当社HP上でもお知らせいたします。

別紙：当社による電気料金等の特別措置対象地域

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、8月3日（月）から9月30日（水）までの間の受付時間中に、次の連絡先までご連絡をお願いいたします。

特別高圧または高圧のお客さま	ENEOS 特別高圧・高圧お客さま窓口 電話番号 03-6713-4346 (受付時間：午前9時～午後5時20分〔土日祝日・年末年始を除く〕)
低圧のお客さま	ENEOSでんき 特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 (受付時間：午前9時～午後5時〔第3日曜日と年末年始を除く〕)

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2020年7月分（7月分のお支払期日の延長ができないお客さまは、2020年8月分といたします。）の電気料金を対象として、お支払期日を1カ月間延長いたします。

（ただし、請求金額が確定している場合は、お支払い期日の延長ができませんので、予めご了承願います。）

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2020年7月分または8月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2020年7月分（7月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2020年8月分といたします。）の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

(3) 被災により送電設備が使用不能の場合の基本料金の免除

被災により送電設備が使用不能の場合、2020年9月末日までの間は、送電が復旧した翌月の基本料金を免除いたします。（2020年9月末日までご連絡を頂いた方が対象となります。）

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、7月分の電気料金を8月分以後の電気料金と合算（8月分の電気料金の場合は、9月分以後の電気料金といたします。）してご請求させていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

以上

当社による電気料金の特別措置対象地域（7月15日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）を対象といたします。

1. 中部電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町
岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
長野県	上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町、小県郡青木村、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡天龍村、下伊那郡泰阜村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村、木曾郡木祖村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村
岐阜県	関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
愛知県	豊田市、北設楽郡豊根村
静岡県	静岡市、浜松市、榛原郡川根本町

2. 北陸電力送配電株式会社サービスエリア内

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
岐阜県	飛騨市※1、郡上市※2

※1 神岡町および宮川町の一部

※2 白鳥町の一部

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
富山県	富山市
福井県	大野市

3. 東京電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内

災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
山梨県	南アルプス市、北杜市

4. 九州電力送配電株式会社サービスエリア内

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
福岡県	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町・玖珠町
熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町・津奈木町、 球磨郡錦町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・ 球磨村・あさぎり町
鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、鹿屋市、曾於市、志布志市、出水郡長島町

(2) 災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
福岡県	柳川市、筑後市、うきは市、朝倉市、小郡市、大川市、八女郡広川町、 三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、朝倉郡東峰村、田川郡添田町
佐賀県	鳥栖市、神埼町、三養基郡みやき町
大分県	大分市、別府市、中津市、竹田市、宇佐市
熊本県	宇城市、荒尾市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、八代郡氷川町、 上益城郡山都町、下益城郡美里町、天草郡苓北町、玉名郡南関町・和泉 町、阿蘇郡南小国町・小国町
宮崎県	えびの市、小林市、都城市、串間市、東臼杵郡椎葉村、児湯郡西米良村
鹿児島県	薩摩川内市、霧島市、垂水市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町、 曾於郡大崎町、肝属郡東串良町・肝付町・錦江町

※適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/tai_saku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

また、当社HP上でもお知らせいたします。

以 上